

## 終章

# アフリカの国家建設と土地政策

武内 進一

本書の各章は、19世紀後半に遡り、アフリカ諸国の土地政策の変遷を各国別に描き出してきた。まとめにあたる本章では、そこに共通する特徴や変化を国家建設という観点から整理し、得られた知見を明らかにしたい。そのうえで、政策的含意や今後の課題にふれる。土地政策史の歴史的变化は序章でも議論したが、二つの関心——資源管理と領域統治——のせめぎ合いという観点から、国家建設と土地政策の関係性を整理しておきたい。

### 第1節 国家建設と土地政策

ベルリン会議（1884～1885年）後に植民地国家が成立すると、多くの国で行われたのは、国土の大部分を国家に帰属させ、それを譲渡、処分する権利を政府に与えるための法整備であった。用いられる論理は違っても、アフリカ人による土地利用の私的所有を認めず、国土のほとんどを王領地や国有地として国家に帰属させ、そして国家からヨーロッパ人に譲渡された土地に対してのみ自由土地保有権や土地リース権などの形で私的所有権を与えるという土地権利にかかわる法的枠組みが、植民地初期に多くの国で構築された。ただし、そうした法的枠組みが設定された後、どの程度の土地がアフリカ人からヨーロッパ人へ移転されるかは、国によって差がみられる。ケニアでは

相当規模の土地がヨーロッパ人入植者に譲渡されたし、コンゴ自由国や仏領赤道アフリカでは広大な土地がコンセッションとしてヨーロッパ企業の手へ渡った。一方で、タンザニアやコートジボワールでは入植者に譲渡された土地は限定的であったし、ルワンダとブルンジではヨーロッパ人の入植は進められなかった。気候や居住条件のほかに、入植者以外のヨーロッパ人の利益や、植民地なのか国際連盟（国際連合）の管理下におかれたのかによっても、実際にヨーロッパ人に譲渡される土地の面積は大きく異なった。

すべてのアフリカ植民地において、こうした経過で土地移転が進行したわけではない。植民地国家の法整備より先に土地収奪の実践が進んだ例としてザンビア（北ローデシア）があり、イギリス南アフリカ会社（British South African Company: BSAC）が特許会社として初期の土地取得を主導した。北ローデシアに関しては、後になって英本国政府とBSACとのあいだで土地に対する権限をめぐる論争となり、1924年に正式な英領植民地へ変わった。初期の征服をBSACが担い、それが完了した段階で国土を英国政府へと引き渡したことになる。シエラレオネでは、海岸部の西部地域では18世紀末から特許会社による開発が進み、19世紀初頭には英国植民地となって自由土地保有権や土地リース権が配分された。その一方で、19世紀後半に英国の保護領となった内陸部（プロヴィンス）では、植民地当局による土地収用権こそ確立していたが、広大な王領地が設定されることはなかった。法的な枠組みは共通していても、実際にとられた土地政策にはかなりの差があった。

植民地化の初期段階において、どのような土地政策がとられ、どのようにアフリカ人からヨーロッパ人への土地移転が進むかは、どのように／どのような植民地国家が樹立されるかに依存していた。ベルリン会議の後、ヨーロッパ列強にとっての最大の関心事項は実効的支配の確立、すなわち強制力をもった植民地国家の樹立にあった。多くの場合は法制度の整備と実効的支配の確立が同時に進められたが、BSACのような特許会社の活動を通じて後者が先行することも少なくなかった。財政難から、特許会社を利用して国土の開発と統治を請け負わせたコンゴ自由国はその典型例である。時代は1世紀

ほど早いのが、特許会社の統治から英国直轄植民地へ変わったのはシエラレオネ西部地域も同じである。その内陸部については、ヨーロッパ人からの土地需要もなく、現地のチーフを介した統治制度によって政治的安定を担保できると考えたために、英国は介入を控えたのであろう。植民地化直後においては、ヨーロッパが中心となった政治秩序、すなわち「ブラ・マタリ」(Young 1994; 本書序章参照)の確立が優先されたのである。

第一次世界大戦後になると、アフリカ人による初期抵抗はほぼ鎮圧され、本格的な植民地統治の時代に入る。政治秩序確立という目的がさしあたり達成された植民地国家は、社会の包摂へと政策の舵を切る。ここでは二つの方向からアフリカ社会を統合し、植民地国家の安定と発展を実現することが目指された。

第1に、経済開発に資するアクターの養成である。この時期、多くの植民地で、ヨーロッパ人入植者やヨーロッパ系企業への土地譲渡を制限する一方、アフリカ人の土地権利を保護する政策や、アフリカ人小農を育成し、換金作物生産を奨励する政策がとられた。これらは、同時期に進められた教育推進政策やフォーマルセクター労働者への福祉政策などと同様に、アフリカ人を近代資本主義経済に貢献するアクターとして育成する政策といってよい。フォーマル経済にアフリカ人を参加させ、所得向上を通じて生活を改善することは、植民地国家の財政基盤を強化するとともに、社会の安定化を導くと考えられた。ただし、政策転換は決して一斉に行われたわけではない。ヨーロッパ人入植者が相対的に少なかった地域では早い段階から換金作物生産が奨励されたが、ケニアなど入植者の影響力が強い地域ではアフリカ人の換金作物生産は長く抑制された。入植者との競合を避けるためである。それでも、第一次世界大戦終結後、そして戦間期において植民地当局は、アフリカ人を開発のアクターとみなし、市場向け生産活動を奨励する観点から土地政策を見直していった。結果として、土地政策における資源管理の要素が強まったといえる。

第2に、間接統治政策である。そこでは、原住民統治機構(部族統治機構)

として制度化されたアフリカ人コミュニティに行政、司法権力が委譲され、チーフが植民地権力の末端を担った。これによって、植民地当局の意向がチーフを通じてアフリカ人社会に伝えられることとなり、チーフの権力は以前に比べて大幅に強化された。また、特定領域をカバーする原住民統治機構のもとでは、統治機構の構成員だけが当該領域の土地利用権をもった。こうしたコミュニティはエスニック集団の一部であることが多かったため、エスニック・コミュニティと土地とが強く結びつけられる結果となった。チーフが司法権力を手にしたことで、土地利用などさまざまな社会規範にかかわる慣習法が整備され、仏領では法典などの形で公式化された。間接統治政策は、慣習法のもとで共同体的に土地を利用するというヨーロッパ人のアフリカ人理解に沿って、アフリカ人社会を原住民統治機構のもとに組織化し、植民地国家に統合するものだった。それは領域統治を精緻化する試みであり、同時に土地政策としての側面を色濃くもっていた。

本書のケーススタディは、アフリカ諸国の土地政策が、植民地期末期に一つの岐路をもつことを示している。ケニアではその時期にアフリカ人に対する私的所有権付与政策がとられたのに対して、それ以外の国々では圧倒的多数のアフリカ人が私的な土地所有権をもたないまま独立を迎えた。白人入植者が強い政治力をもっていたケニアでは、アフリカ人小農による市場向け生産活動は他の植民地よりも長く抑圧されたものの、反植民地闘争対策の一環で劇的な政策転換が起り、アフリカ人小農に対する土地私有権付与が進められた。独立後もこの政策が引き継がれ、私有地は急速に拡大した。私有化の波は農業適地のみならず半乾燥地にも及び、多くの野生動物が生息するマサイランドのような地域でさえ私有地化が進展した（目黒 2015；Campbell 1993；Mwangi 2007a）<sup>(1)</sup>。

一方、ほとんどのアフリカ諸国では、アフリカ人が土地に対して私的所有権をもつことが許されないまま独立した。そして、独立後の政府もまた、自国民に対して私的土地所有権を付与することに熱心ではなかった。タンザニア、ザンビア、ザイル、ルワンダなど多くの国で、独立後の政府は土地の

国有化を宣言し、国民に私的所有権を与えなかった。独立したアフリカ諸国の多くにとって、土地の私的所有権は植民地当局がヨーロッパ人に与えたものであり、したがって克服すべきものであった。社会主義への指向性、資源ナショナリズム、そして国家主導の開発政策といった、この時代を特徴づけるイデオロギーも、私的土地所有権の確立を促進する政策を阻害した。この時期のアフリカ諸国は、植民地を脱して新たな政治秩序を確立する必要に迫られていたが、彼らが目指す政治秩序は、多くの場合、土地の私的所有権と親和的ではなかった。こうした状況下、独立後のアフリカにおいて、私的土地所有権の確立が進まなかったのである。

しかし、1990年代以降、アフリカ諸国の多くが、土地利用者の権利を強化する方向で土地改革を実施した。そのほとんどは土地再分配政策ではなく土地関連法の改革であり、市場化政策と歩調を合わせて、国際社会（とくに先進国ドナー）の後押しで制度改革が行われた。個人の土地権利を強め、生産拡大のインセンティブを高める政策が、本格的に導入されたのである。ただし、この時期の個人所有権強化政策は、国際社会の強い影響／圧力の結果として導入された側面が強いとみるべきだろう。多くのアフリカ諸国は、人々に強力な私的所有権を与えようとしていない。土地は依然として国家に帰属し、人々の土地に対する権利にはさまざまな制約が加えられている。その背景には、多くの国にとって政治秩序確立の課題が過去のものとはいえない実情がある。

その点があはつきり現れるのは、紛争経験国である。この時期の土地改革は基本的に土地法の改革であったが、紛争後という文脈で考えれば、幾つかの国でラジカルな土地再分配政策がとられている。たとえば、ルワンダやブルンジでは、帰還民に対して土地を分配する政策が実施された。とくにルワンダにおいて顕著だが、この再分配政策には政権の支持基盤強化という動機づけが観察される。すなわち、領域統治の安定化という目的に沿った政策といえる。そうした再分配政策を誘発するほどに内戦によって政治権力構造が変化したのであり、その安定にはしばらく時間がかかると考えるべきだろう。

冷戦終結後のアフリカで個人の権利強化政策がとられているとはいえ、政権基盤の安定化という政策上の動機は依然として重要である。

われわれの事例研究では、エチオピアは植民地経験を事実上もたない。しかし、国家建設の観点から土地政策を分析し、領域統治（支配）と資源管理（開発）のせめぎ合いとしてそれを解釈する視角は、エチオピアに対しても有効である。サブサハラアフリカでは例外的に、エチオピアは自律的な国家形成の歴史をもち、19世紀後半には皇帝を頂点とする封建的な土地制度が成立していた。20世紀半ば以降、皇帝の主導により中央集権化が進められ、封建的な土地制度の改革が試みられた。1974年の革命によって政権を握った軍部は、皇帝や領主階級を追放し、貢納制度を廃止する一方、土地を国有化して農地改革を実施した。この段階までの土地政策は、いずれも国家権力側（皇帝、軍部）が政権基盤の強化を目指して立案・実施したものであり、生産者の土地権利安定化という動機づけは不在だった。開発への関心以上に支配への関心が土地政策の性格を規定していたといえよう。1991年に内戦に勝利したエチオピアの新政権は、生産者の権利強化を謳い、土地登記を実施した。農民主導の開発という特徴が強まってはいるが、土地所有権は公式には依然国家の手に残されたままであり、農民が手にしているのは使用権にすぎない。新政権下の経済政策は全体として自由化の方向を向いているものの、所有権政策や再定住政策など、土地関連政策にはトップダウンの要素が強く残っている。

皮肉なことに、土地に対する個人の権利を強化する政策が多くの国々で導入されている近年のアフリカにおいて、人々が土地を失う現象、いわゆるランドグラブが進行している。この現象にはもちろん多様な要因があるが、アフリカ諸国の国家建設と土地政策にかかわる議論から次の点を指摘することができる。すなわち、ドナーの要請で土地利用者の権利強化を目指す土地法改正に踏み切ったとしても、多くのアフリカ諸国の政権担当者にとって政治秩序確立の課題は依然として重大な関心事であり、国家が主導するトップダウンの政策が選好される。その結果、政府関係機関や政治的有力者が土地取

引に大きな裁量権をもつ構造が成立しやすい。国家による統治が社会に十分貫徹しておらず、政治秩序確立の課題が解決されていないことが、土地政策や土地権利のあり方に反映するのである。

アフリカの国家建設は、19世紀末にヨーロッパ人によって創られた「ブラ・マタリ」がアフリカ人社会を組み込み、独立後はアフリカ人の手によって再編される過程であった。建設当初の「ブラ・マタリ」は、アフリカ人から土地を奪っただけで、彼らの土地権利を守ることはしなかった。その役割を担ったのは、もっぱらアフリカ人社会（コミュニティ）であった。しかし今日、ルワンダやエチオピアなど、相当な数の国民に土地権利証書を分配する国家が出現している。これは、「ブラ・マタリ」の創設から一世紀余りが過ぎ、国家が人々の土地権利に深くかかわり、それを保護する役割を担うようになったことを意味している。ただし、今日にあっても、人々の土地権利保護に果たすコミュニティの役割は依然非常に大きい。土地権利の根拠として、国家による公式な法制度と、ローカルに複数存在する非公式なその双方がともに重要なのである。公式な法制度が十分に浸透せず、人々の日常的な権利を守ることが難しいからこそ、非公式な法制度が残存する。複数の法制度体系の併存状況は、アフリカにおける国家建設の今日的特質を反映しているといえよう。近年の土地法改革によって、公式の法体系は従来以上に住民の土地権利に深くかかわるよう再編された。この政策の影響を検討することは、土地利用者の権利強化を謳った政策や法制度が施行されるなかでランドグラブが急速に進行するという、アフリカの現実を理解するために不可欠である。検討のためには政策に対する社会の対応を詳細に分析する必要がある。したがって本書の射程を超えるが、今後の重要な研究課題だと認識している。

## 第2節 本書の意義と政策的含意

アフリカ諸国の土地政策の変遷を百年余りの国家建設のなかで跡づける本書の試みは、幾つかの意義を有している。こうした方法を選択したそもそもの問題意識は、現在の政策を理解し、評価するためには、政策形成の経緯を把握する必要があるというものであった。本書各章が明らかにする各国の土地政策史は、それ自身各国の現在の土地政策を理解するうえで不可欠の事実を知らしめてくれる。歴史的な経緯や変化を理解する重要性はいかなる政策に関しても同じだが、対象が土地であるとき、こうした方法は国家建設に光を当てる。土地という社会の根幹をなす資源に対する政策（すなわち国家の意図）を跡づけることにより、国家が社会を包摂する過程が浮かび上がるからである。10カ国を扱った各章のケーススタディから、土地政策の二つの経路が明らかになった。

植民地化の初期には、強力な政策執行能力をもつ植民地国家（「ブラ・マタリ」）の創出と、それによる政治秩序の確立およびヨーロッパ人への土地移転の促進が、政策課題として優先された。戦間期以降は、アフリカ人を経済開発に資するアクターととらえて土地利用の安定化を図るとともに、間接統治を通じてアフリカ人社会を植民地国家に連結させる政策がとられた。ここまでの過程は、ほぼ共通している。しかし、植民地期末期に政策の分岐点がある。ケニアとそれ以外の国々である。ケニアでは、植民地期末期以降、アフリカ人に対して土地の私的所有権が政策的に供与され、独立以降もそれが継続された。結果としてケニアでは、私有地が顕著に拡大した。それに対して、ケニア以外の国々では、植民地期において多くのアフリカ人に土地の私的所有権は与えられなかったし、その傾向は独立後も変わらなかった。自由土地保有権や土地リース権などの私的所有権は植民地期にヨーロッパ人に与えられた経緯から忌避された一方で、国家主導型経済政策や民族主義と相まって、土地の国有化が進んだのである。



これら土地政策の二つのパターンは一見すると対照的だが、いずれも土地利用者の権利の安定化に成功しなかった点で共通している。土地の国有化が進んだ国々においては、土地利用者の権利は法的に曖昧なままにされ、それが国家による恣意的な土地分配を許した。モブツ政権下のザイール（コンゴ民主共和国）で1975年に制定された国家中心的な土地法によって、多くの土地が政治的有力者に都合のよいように分配され、深刻な土地紛争と政治不安を引き起こしたのはその一例である。一方、ケニアでは私有地が顕著に拡大したものの、やはり土地利用者の権利は必ずしも安定しなかった。第1章で詳述されたように、ケニアでは土地私有化の過程で、土地が政治資源として利用された。政治エリートはしばしば公有地を私物化し、支持層に分配したり、批判勢力から土地を収奪した。権威主義的政治体制下で進められた土地の私有化は、市民の所有権を保護して民主主義の社会的基盤を提供するというより、有力政治家の道具としてパトロン・クライアント関係の強化に使われたのである<sup>(2)</sup>。キクユ人の入植地拡大はその一例であり、カレンジンやマサイなど他のエスニック集団と軋轢を深めた結果<sup>(3)</sup>、とくに複数政党制が導入された1990年代以降、土地をめぐる武力衝突の頻発を招くこととなった（津田 2000：2003）。大統領選挙をきっかけとして2007～2008年にケニア全土に広がった暴力の波は、その帰結である。ザイールとケニアの土地政策は大きく異なるが、その結果は驚くほど似通っている。

土地政策と国家建設という観点からアフリカの百年余りを跡づけたとき、従来アフリカ研究で流通してきた幾つかの類型を相対化する必要に気づく。たとえば、これまで当然のように、宗主国ごとに植民地経営が異なると考えられてきた。その種の差異を否定するつもりは毛頭ないが、国家がアフリカ人社会を包摂していく過程、そしてその方法や帰結に関しては、宗主国による差異よりも共通点の方が大きい。どの宗主国も——使う論理にちがいはあっても——アフリカ人から土地を奪うために法制度を利用し、また間接統治制度を通じてアフリカ人社会を植民地国家に接合させた。独立直前の時期を分岐点としてケニアとそれ以外の国々のあいだで対照的な土地政策がとられ

たが、結局土地権利の安定化に寄与しなかったという帰結に大きなちがいはない。旧宗主国による類型にせよ、入植植民地と小農輸出経済という類型にせよ、土地政策の分析を通じて差異のみならず連続や共通性が浮かび上がる。

本書が有する政策的な含意として、土地ガバナンスにかかわる問題がある。世界銀行によれば、ガバナンスとは「公的部門が公共政策を決定し、公共財を提供する際に、権威を獲得して行使するやり方」(World Bank 2007, 67)と定義できるが、土地ガバナンスとは土地所有権の定義や交換、移転のあり方、土地の利用、管理、課税に関する公的監督、国有地の管理、土地所有情報の管理、土地紛争解決の方法などが含まれる(Deininger, Selod and Burns 2012, 12)。国家による土地管理を総合的に示す言葉ととらえてよい。分析を通じて明らかになったのは、多くのアフリカ諸国においては、政治秩序確立の課題が依然として中心的な関心事であり、政治的有力者が土地取引に大きな裁量権をもつ構造が成立しやすいということであった。これは国民に強い土地所有権が与えられていない多くのアフリカ諸国はもとより、それが与えられたケニアも同じである。いずれにしても、アフリカにおける土地ガバナンス、国家による土地の管理は多くの問題をはらんできたといえるだろう。

ここには政治秩序確立をめぐる重大な矛盾が内包されている。独立後のアフリカ諸国では、政治秩序の確立が、しばしば国家にかかわる法や制度の強化ではなく、政治エリートの権力強化を通じて追求されてきた。国家を支える制度ではなく、国家権力を握る人々の裁量権を強めることで、政治秩序の確立が目指されたわけである。パトロン・クライアント関係強化の道具として私有地の分配が利用されたケニアは、その典型である。しかし、こうして確立された政治秩序は脆弱なものでしかない。まさにケニアがそうなったように、土地配分をめぐる不満が蓄積され、いったん噴出すれば大規模な暴力を伴って政治秩序を根底から揺るがせる。政治秩序確立の努力が、その安定性を足元から掘り崩すことになる。

近年アフリカの土地ガバナンスが注目され、その評価や改善に向けて具体的な取り組みが進められている(Byamugisha 2014)。たとえば、世銀が作成

した土地ガバナンスの評価マニュアルでは、土地ガバナンスの構成要素を1) 法制度枠組み、2) 土地利用計画、管理、課税、3) 公有地管理、4) 土地関連情報提供、5) 土地紛争解決・管理、の五つの要素に分解し、全21項目（下位分類項目総数80）で評価する（Deininger, Selod and Burns 2012）。こうした「成績表」を通じて国ごとに強化すべきガバナンスの要素を明確化し、また経年比較によってその傾向を把握する取り組みといえよう。

一方、本書の分析から明らかなのは、アフリカの土地ガバナンスの問題は政治権力のあり方と密接に関連していること、したがってその問題にアプローチするためには政治権力構造を理解し、それをふまえて対応策を講じる必要があるという政策含意である。逆にいえば、土地ガバナンスを政治権力構造と切り離し、技術的な問題として扱うことは危険である。土地の利用や所有に関する公的制度の導入だけを重視し、それをむやみに急がせるなら、人々の土地に対する権利を不安定化させる恐れさえある。アフリカでは今日なお、公的な法制度だけでなく、人々のあいだに根付いた慣習的な制度が、土地の利用や管理、分配に極めて重要な役割を担っている。農村部を中心に、大部分の人々が日常生活で依拠しているのは、この慣習的な制度なのである。アフリカの土地ガバナンスが脆弱だと指摘され、国家による土地の管理が多くの問題をはらむ背景には、公的な法制度と慣習的な制度が併存するという事実がある。

近年の土地法改革は、国家による公的な土地管理制度を整備し使用者の権利を強化しようとするもののだが、それが現実にはどのような効果をもつのかは慎重な検討が必要である。土地ガバナンス強化の名のもとに全国一律の公的な制度が導入され、土地に対する政策的介入が強まれば、政治エリートが土地分配に関与する機会も増えるだろう。それは政治エリートが複数の法体系の差異を操作する余地を広げ、結果として彼らが土地を獲得する機会、そしてローカルな場に生きる人々が土地を失う機会を増やすかもしれない<sup>(4)</sup>。こうした事態をどのように防止するかは極めて重要な政策課題である。本書においてこの問題を正面から検討することはできないが、少なくとも土地政策

の評価にあたっては、上述したアフリカにおける土地制度の二重性をふまえて、それがローカルレベルでどのような影響を与えるのか、十分に検討される必要がある。

### 第3節 今後の課題

本書は、10カ国を対象としてアフリカ土地政策史を明らかにし、相互に比較検討を加えつつ、土地への介入という観点からアフリカにおける国家建設の歩みを描き出した。こうした試みは、日本では（おそらく世界的にも）類をみない重要なものと自負している。ただし、本書は2年間の共同研究会の最終成果物ではあるものの、ここで研究を終えるような区切りではない。むしろ、これを礎として、さらなる研究が要請されると考えている。

本書の成果は、今後三つの方向に展開すべきものである。第1に、もっと多くの国々の土地政策史が明らかにされねばならない。本書はアフリカ10カ国を扱ったが、それでも南アフリカやジンバブウェ、ナイジェリアやガーナといった重要な国々が欠落している。こうした国々の経験の子細に検討することを通じて、アフリカの国家建設と土地との関係がより詳細に浮かび上がってくるだろう。第2に、国家の意図だけでなく、社会の反応をより細かく検討する必要がある。序章で述べたように、本書では扱うタイムスパンが長いこともあり、政策史、つまり国家の意図に焦点を合わせた。しかし、国家建設という観点から考えようとするれば、社会の反応についてより詳細な分析が必要とされる。この点については、2015年度からアジア経済研究所で実施されている後継の研究プロジェクト「冷戦後アフリカの土地政策」において検討を深める予定である。第3に、あるべき政策についての議論を深める必要がある。本研究の根本的な問題意識は、食糧価格が高騰し、ランドグラブが進行するアフリカにおいて、今日どのような土地政策がとられるべきなのかという点にある。具体的な政策の検討や政策担当者との対話を通じて、こ

れに関する検討を進めていく必要がある。たとえば、本書の政策的含意として、前節では土地ガバナンスの重要性やその潜在的な危険性が指摘された。この指摘を政策実施に際してどのように生かすことができるのか、さらに考えていかねばならない。

Boone (2014) はアフリカの土地問題に関する重要な著作だが、そこには土地政策に関する悲観的な政策含意を読み取ることができる。土地紛争のパターンを類型化した彼女は、アフリカにおいて国家が土地に直接介入する政策をとったとき、それが常に国家レベルの甚大な紛争に帰結してきたという結論を導く。ケニアの土地再配分政策、コートジボワールにおけるコーヒー・ココア生産地帯への移民導入政策、独立後ルワンダの「ペイザナ」(小農民育成)政策など、国家が直接土地権利を分配する政策をとったとき、それがのちになって武力紛争の原因を生み出してきたと彼女は主張する。そして、その主張は過去の事例をみるかぎり、かなりの程度説得的である。しかしながら、彼女はこの研究によって、アフリカの国家は土地に介入すべきでないという政策的含意を導こうとしているのではないだろう。そうした紛争に帰結する危険性の高さを認識しつつ、どのような土地政策をとるべきか、慎重に検討すべきだというのが真意だと思う。今日のアフリカにおいて、国家が土地から手を引くだけで問題が解決するとは考えられない。どのような政策的関与があり得るのか、過去の経験をふまえて考え続けることこそ、同時代を生きるわれわれの責務だと思う。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) ケニアの事例は、もともとアフリカ人が居住・利用していた地域に対しても私有地化政策が進められた点で特殊である。本書のケーススタディでは扱っていないが、南アフリカやジンバブウェにはケニア以上に大量のヨーロッパ系住民が入植した。白人入植地にはどの国でも私的所有権が供与され、アフリカ人が政治権力を握った後はその返還問題が議論されてきた。しかし、ケニアと違ってこの両国では、旧アフリカ人地域に対してまで私有地化政策が積極的に進められてはいない。ケニアにおける近年の土地改革では、過度な私有化政策への反省から、土地に対する私的所有権を相対化し、必要に応

じて政府の収用を促す方向へと政策が転換されつつある。しかし、現実に実効的な政策転換がなされているかについては疑問が呈されており、その方向性についてはしばらく観察が必要と思われる（詳しくは、本書第1章参照のこと）。

- (2) 私的所有権の確立は、たとえばフランス革命に際してブルジョワジーの中核的要求の一つであったし、それが経済発展の前提条件をなすとの議論もある（De Soto 2000）。私的所有権は近代における基本的人権の構成要素の一つだが、その供与、配分の方法によっては、政治的資源としてパトロン・クライアント関係の強化にも資するということである。
- (3) マサイランドの私有化を推進させた要因として、独立前後からキクユ人など農耕民の入植が進んだため、土地不足を恐れたマサイ人が自己の所有地を確保しようとしたことが指摘されている（Mwangi 2007a; 2007b）。
- (4) ザンビアでは、1995年に新しい土地法が制定されて以降、ローカルチーフが住民に相談なく土地を外部者に売却する事例が報告されている（大山 2015）。この背景には、土地法改革や土地に対する需要増に加えて、やはり近年ドナーによって積極的に進められた地方分権化政策の影響がある。近年の土地政策の評価は、こうした具体的事例をふまえて慎重になされる必要がある。この論点に関しては、島田周平教授（東京外国語大学）に示唆をいただいた。

## [参考文献]

### <日本語文献>

- 大山修一 2015. 「慣習地の庇護者か、権力の濫用者か——ザンビア1995年土地法の土地配分におけるチーフの役割——」『アジア・アフリカ地域研究』14(2) 244-267.
- 津田みわ 2000. 「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件——92年選挙を画期とする変化——」武内進一編『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』アジア経済研究所 101-182.
- 2003. 「リコニ事件再考——ケニア・コースト州における先住性の政治化と複数政党制選挙——」武内進一編『国家・暴力・政治——アジア・アフリカの紛争をめぐって——』アジア経済研究所 219-261.
- 目黒紀夫 2015. 「野生動物保全が取り組まれる土地における紛争と権威の所在——ケニア南部のマサイランドにおける所有形態の異なる複数事例の比較——」『アジア・アフリカ地域研究』14(2) 210-243.

<外国語文献>

- Boone, Catherine 2014. *Property and Political Order in Africa: Land Rights and the Structure of Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Byamugisha, Frank F. K., ed. 2014. *Agricultural Land Redistribution and Land Administration in Sub-Saharan Africa: Case Studies of Recent Reforms*. Washington D. C.: The World Bank.
- Campbell, David J. 1993. "Land as Ours, Land as Mine", In *Being Maasai: Ethnicity and Identity in East Africa*, edited by Thomas Spear and Richard Waller, London: James Currey, 258-272.
- Deininger, Klaus, Harris Selod, and Anthony Burns 2012. *The Land Governance Assessment Framework*. Washington D. C.: The World Bank.
- De Soto, Hernando 2000. *The Mystery of Capital: Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*. New York: Basic Books.
- Mwangi, Esther 2007a. "Subdividing the Commons: Distributional Conflict in the Transition from Collective to Individual Property Rights in Kenya's Maasailand", *World Development*, 35 (5) : 815-834.
- 2007b. "The Puzzle of Group Ranch Subdivision in Kenya's Maasailand", *Development and Change*, 38 (5) : 889-910.
- World Bank 2007. *Strengthening World Bank Group Engagement on Governance and Anticorruption*. Washington D. C.: The World Bank.
- Young, Crawford 1994. *The African Colonial State in Comparative Perspective*. New Haven: Yale University Press.

